

<論文>

公認心理師科目「心理実習」における大学と医療機関との協働¹ —事例を通して課題を考える—

大橋 智樹
佐々木 麻衣子

【要約】 大学および大学院における公認心理師の養成が始まっているが、大学でも大学院でも「実習」の充実が求められるカリキュラムとなっている。大学においては見学を中心とした実習が認められているものの、各大学がさまざまな苦勞をしているのが現状である。いくつかの論文がその試行錯誤について報告しているが、実習生を送り出す大学の実習指導教員の立場から書かれたものが多く、受け入れ側施設の実習指導者の立場からの記述は見つけられなかった。本稿では、「心理実習」の一つの事例を示しつつ、送り出す側の大学と受け入れる側の施設の双方の視点から、気づきと課題についての考察を行った。その結果、大学と施設との間の協働が重要であることに改めて気づかされたとともに、とはいえその実践が容易ではないいくつかの観点を明らかにした。

【キーワード】 公認心理師養成、大学、心理実習、受け入れ施設

1. はじめに

2017年9月公認心理師法が施行され、大学および大学院での養成が開始された。この中で、大学で指定されている25科目のうち、「心理実習」においては学外の心理的支援の現場での実習が必須となっている。「心理実習」においては、大学における学習と、施設等における現場学習とを組み合わせることが求められており、大学の実習指導教員と施設等の実習指導者との協働が重要となるとされるものの、試行錯誤が続いている現状がある（上田ら，2022）。

しかし、これまで大学の実習指導教員の立場から「心理実習」について扱った研究はそれな

¹本稿は、東北心理学会第77回大会における発表（大内・大橋，2024）に基づいている。発表時の主要な知見や議論を含んでいるが、発表時に受けたコメント等に基づいた著者間の議論を踏まえて重要な修正および拡張を実施した。なお、基礎となった学会発表においても本稿においても、関連する医療機関において症例研究および学会発表等のために定められた必要な措置を講じた。

りにあるが、実習指導者の立場からの研究はほとんど見られない。たとえば、半構造化面接によって学びと成長のプロセスについて検討した研究（堀ら，2024）、レポートに書かれた特徴の分析から多職種連携に関する学びの変容過程を明らかにしようとした研究（石田ら，2023）など、そのほとんどが大学（養成施設）の立場での研究報告であり、実習受け入れ施設側からの報告や課題の指摘についての論文は見つけられなかった。

また、「心理実習」は予習や復習を含めずに80時間以上の実学修時間の確保を求めている。その他の24科目について同じく実時間を計算すると $120分 \times 15回 \times 24科目 = 720時間$ となり、「心理実習」の80時間を足すと大学で求められる実学修総時間は800時間となることを考えると、科目としては25分の1相当だが、実態としては10分の1に相当するウェイトを占めていることになる。80時間の中には施設等での実習前後に大学における事前学習、事後学習が含まれているとはいえ、公認心理師養成に関して実習受け入れ施設が担う責任は非常に重いと考えられるべきであろう。だからこそ、大学には実習指導教員を置き、施設等には実習指導員者を置いて、どちらも公認心理師の有資格者であることや一定期間の心理臨床業務の経験を求める建付けになっているのである。このようなことを考えると、公認心理師の養成における実習指導者の役割は非常に重いと言え、その立場からの考察が少ないことは公認心理師養成において均衡を欠く状況にあると考えられる。

さらに言えば、「心理実習」においては、病院においては医師や看護師、福祉施設においてはケースワーカー、教育施設においては教諭等、心理職とは異なる立場の専門職との多職種連携を学ぶことが主眼とされている。その実習の場を調整する大学－施設間の連携もまさに多職種連携と言えるわけで、その意味では実習指導者の実践的な知見を公認心理師養成に反映することは重要であると言える。

以上のことから本研究では、大学側と受け入れ施設側双方の立場から、2回の実習の実施内容を報告するとともに、実習生のレポートから見えてきた改善点など今後の課題についても検討するものである。

本稿は、宮城学院女子大学（以下、本学という。）における「心理実習」の受け入れ施設であるA病院において「心理実習」をどのように受け入れ、どのように改善していったのか、本学、A病院双方の立場から報告することで、今後の実習科目の効果をより高めていく議論につなげたい。

2. 本学における「心理実習」の計画について

本学は、2019年9月に文部科学省および厚生労働省（以下、国という。）に対して、学芸学部心理行動科学科において開設する公認心理師となるために必要な科目に関わる確認を申請し

た。対象となる25科目のうち、「心理演習」および「心理実習」については計画を提出する必要がある（文部科学省・厚生労働省，2017）。ここでは、本稿に関わる「心理実習」について、国によって申請が認可された内容について整理しておきたい。

「心理実習」とは、公認心理師法第7条の規定に基づき公認心理師法施行規則による「大学における公認心理師となるために必要な科目」と定められ、この解釈としては国は関係機関に「保健医療、福祉、教育、司法・犯罪、産業・労働の5分野に関する施設において、見学等による実習を行いながら、当該施設の実習指導者又は実習演習担当教員による指導を受けるべきこと」（5分野のうち保健医療分野の実習は必須）と公認心理師法に定められている。「心理実習」においては、計80時間以上の実習が求められるが、この80時間内には実際に実習施設での実習（本学では臨地実習という）だけでなく、実習の事前や事後に行われる講義を含めてよいとされる。

本学における「心理実習」の開設学年は、3年次および4年次に1 Semesterずつ、2か年かけて4単位を修得する計画とした（2か年とも資格必修）。授業は、実習の受け入れが受諾された8施設について、事前学習、臨地実習、事後学習の3つのステップについてそれぞれ6時間以上を目安として実施することとした。施設での臨地実習は、施設側の負担を考慮して2年に1回とし、したがって、1年に4施設ずつについて2か年かける計画である。さらに、実習総括として、4年次終了時に学修の成果をまとめた上で、学科の発表会「MG-P スクエア」において発表させることとした。発表は一般公開で行われるため、受入施設の担当者には案内を出して聴講に来ていただけるようにしている。これらを総合することで80時間以上とされる基準を上回る計150時間以上の実習時間を確保している。

また、1学年あたりの学生数は5名とした。2年次までのGPAおよび修得科目に条件を設け、それらをすべて満たした希望者のうち、GPAの順位において上位5名までとした。また、条件を満たした候補者に対して公認心理師資格をもつ複数の教員が面接を実施し、著しく適性を欠く学生がいないことを確認することとした。なお、現時点までで不適格とされた学生はいない。

「心理実習」の受け入れを依頼する際には、施設において見学および説明を実施していただきたいこと、また、業務にかかわる①要支援者へのチームアプローチ、②多職種連携および地域連携、③公認心理師としての職業倫理及び法的義務への理解、のいずれか一つ以上を含めていただきたいことを依頼した。あわせて、実習は隔年でお願いすること、実習に参加する学生は最大10名であることを伝えた。

3. 本稿で扱う医療機関の概要と心理職の業務内容

本稿で扱うのはそれら8施設のうちの一つの医療機関A病院である。A病院は、B市西南部に位置する総合病院で、ほとんどすべての診療科を設置しており、周辺の医療施設と連携し日常疾患のすべてに対する標準的かつ総合的な医療を提供している。A病院は総合周産期母子医療センターとして各地域の周産期母子医療センターと連携を図りながら、妊娠・出産期から新生児期にいたる専門的な医療提供していた。

A病院には心理職2名が発達検査室に配置され、周産期メンタルヘルスケアおよび（新生児集中治療室）（以下、NICU）に入院となった児の家族の心理支援、当該児の発達面でのフォローアップを業務としていた。

4. 本学から医療機関への依頼

大学からは初めに公認心理師養成に関わる教員から、A病院で勤務する知己の心理職に対して実習受け入れの可否について問い合わせをした。これに対して、当該の心理職からは、他の大学から福祉関係の養成に関連して実習を受け入れている実績があること等から受け入れは可能だと思うという感触が伝えられ、追って文書で正式に受け入れの検討依頼をすることとした。

5. A病院における実習受け入れの検討過程について

1回目の受け入れについては、A病院の標準的な意思決定手続きにしたがって、まずは、責任者にあたる総合周産期母子医療センター長に依頼があった旨を報告したところ、同センター長からは受け入れを認めることと、日時や実習の内容、実施については発達支援室の心理職に一任することが指示された。センター長の指示に基づいて、発達検査室の心理職2名によって実習内容案が策定され、当日の心理職2名の実習と通常業務の分担が確認された。その後、実習内容案についてはセンター長および新生児科医師・病棟看護師長の承認が得られた。この承認に基づき、本学の実習指導教員に対して、実習心得の学生への必要事項の周知および質問内容の事前提出の依頼がなされた。2回目の実習でも1回目とほぼ同様の手続きがとられた。

6. 実習内容について

- (1) 1回目 2021年3月XX日 12:30～16:30 実習生2名 担当教員1名
〈当時の状況〉

新型コロナウイルス感染症への感染対策で実習生等の外部からの受け入れが禁止されていたため、院内の感染対策が緩和された2020度末の実習実施となった。しかし、長時間の実習受け入れはまだできなかったため、4時間の実習時間となった。

そのような状況下での受け入れだったため、感染対策についてかなり慎重に行う必要があり、職員と同じような対策を講じる必要があった。具体的には①実習2週間前からの行動制限（マスク着用や不特定多数の人と接する機会を減らす等）、②体温・体調チェック（所定の記録用紙への記入）で、体調不良がある際には実習を中止すること等を事前に確認した。また、③実習中はA病院の感染防止対策ルールに従い、院内用のサージカルマスクに替える、検査見学終了後もマスクを替えるなどが徹底された。

また、当時は職員に対してワクチン接種が開始されるタイミングでもあり、感染状況やマンパワーの問題で急な変更が余儀なくされる状況でもあった。不透明な部分が多く実習生も受け入れ側も曖昧で不安定な状況で行われた実習となった。

〈実習の概要〉

13:00がA病院の外来患者の検査開始時刻であるため12:30に訪問し、開始までの間に検査の説明を行った。その後、実習生は30分程度の保護者を対象とした聞き取り検査に陪席させてもらい、保護者対応の様子を中心に業務内容の講義を行った。それらの内容について、表1にまとめた。

表1：1回目の実習スケジュール

時間	内容	
12:30～	講義	・本日の予定、検査概要説明
13:00～	検査見学	・保護者向けの検査実施の様子、対応の様子 ・自由遊びの行動観察等
	講義	・A病院について／心理業務内容について
16:00～	まとめ	・質疑応答

〈実習指導者側の気づきと学び〉

実習指導者である心理職にとっては、初めての実習生受け入れですべてが手探りとなった。何を伝えたらいいのか、実習内容にどんなことを盛り込めばいいのか、自由度が高いがゆえの難しさを感じた。

感染対策を厳密に実施しなければならなかったことに加え、4時間という限られた時間だったため、伝えたい・体験してほしい内容などが限定され、院内見学やNICUの見学、カンファレンスへの参加ができないという制約があった。カンファレンスはまさに多職種連携の場となるので、その実際の連携場面を見学できずに、口頭での説明になってしまった。そのため、多

職種連携についての学びには限界があった。見学することの意味を痛感した。

また、実習生の事後レポートから公認心理師の医療分野では、総合病院の精神科で働くイメージが強く、周産期においても心理職が活躍していることはあまり知られていないことが分かった。そのため、周産期領域の心理職の業務について伝えていくことの有益さを改めて理解することができた点は良かった点と言える。事前に質問内容や興味関心などを把握しておいたことで、実習生が学びに直接的につなげられたと同時に、受け入れ側としてもそれにこたえるべく回答の準備でき、より深み・厚みのある内容が伝えられた。

一方で、感染症対策によって制限が多く、多職種連携及び地域連携という実習にとって非常に重要な内容を盛り込むことができなかった。4時間という実習時間も非常に短いと感じられ、最低でも6時間は確保する必要があるかもしれない。

(2) 2回目 2023年1月XX日 9:30～16:30 実習生3名 担当教員1名

〈当時の状況〉

新型コロナウイルス感染症の状況が落ち着き、院内感染対策も緩和され実習生の実習内容も制限が少なくなったため、1回目のような行動制限や体調チェック等の厳しい事前準備は行わなかった。しかし、1回目になかった昼食については黙食とし、食事後は院内ルールに従い除菌するなどの対策が徹底された。

〈実習の概要〉

午前中は業務内容について講義を受け、院内、NICU/GCU 病棟の見学を実施。午後はカンファレンスに参加し、業務内容②を実施。それぞれの活動ごとに質疑応答を行った。それらの内容について、表2にまとめた。

表2：2回目の実習スケジュール

時間	内容	
9:30～ 11:20～	講義 見学	・ 本日の予定・心理業務①周産期心理支援について ・ 院内・NICU／新生児回復室
11:50～	昼食	
13:00～	見学陪席 講義	・ カンファレンス陪席（産科・新生児科合同カンファレンス） ・ 心理業務②発達検査について
15:00～	まとめ	・ 質疑応答

〈実習指導者側の気づきと学び〉

1回目とは異なり、今回は病院で働く上での知識（医療制度や診療報酬等）についても触れたが、実習生が既に知っていることならば割愛することも可能だった。実習生がこれまでどの

ような実習先ですでに学び、またこの後の実習予定についても知っておくとより効率的であり、講話内容にも工夫や配慮ができたかもしれない。

内容としては、午前中は周産期の業務内容を、午後はNICUを退院した児らのフォローアップ外来の発達検査業務についてだった。ステップごとに質疑応答を設けることで、活発なやりとりができた。

2回目は病棟を見学してリアルな命の現場を体感することができ、実習生の感想も周産期メンタルヘルスに関するもの多かったと思う。実習生の感想からは、伝えたこと以上に感じ取ってもらったことが分かり、話題を提供する側としても大変有意義であったと思う。

6. 2回の実習からの学びと課題

本稿では、「心理実習」科目において2回の実習を企画・運営した結果として、「心理実習」の課題と改善を1回目（表1）は保護者向けのフォローアップの発達検査業務を、2回目（表2）は周産期のメンタルヘルスの実際の現場を見学したが、実習生の感想を見ると実際に体感した方の感想がより深いものになることが確認できた。感染対策上の問題や時間の都合、カンファレンスの有無などにもよるが、可能な限りすべての業務を体感してもらうことがより広い学びや気づきとなることが見て取れる。

また、1回目、2回目共通して気づかされたのは、大学との事前の打ち合わせの重要性である。日本公認心理師養成機関連盟（2023）は、①実習生の心理学的な知識と技能、②実習生のコミュニケーション力、③実習生の心理支援的態度等の段階を鑑みて実習内容を計画する必要性を指摘している。本件は学部生の実習であり、大学院生による実践実習とは異なり、ケースを担当することのない1日だけの実習ではあるものの、心理的な支援を必要としている要支援者に関わる資格を学ぶ者であることは変わらない。「学生だから」「大学院生だから」と線引きせず、上記項目について実習受け入れ側もある程度の情報を得ることが、学生自身の学び・クライアントを守ることに繋がると思われる。

より充実した学びの機会とするためにも、実習生にどのくらいの知識があって、どんな進路希望があるのか（資格取得志望動機や大学院進学希望の有無）などについて知っておくことは重要である。一方で、本学の「心理実習」が3、4年次にまたがって開講されることを考えると、実習生が同等の知識を持っていない構造的な問題もある。とはいえ、大学としては、学生の個人情報の扱いについて実習施設と秘密保持契約を締結するなどして、対応を考えるべきだろう。

加えて、保健医療の領域は実習受け入れについて感染状況などに大きく影響を受けるものであることが改めて分かった。コロナの感染流行のため実習日時や内容が決まらなかったことは

お互いが不安になる材料であったと思われる。一方で、直接治療には携わらない心理職であっても、病院の一スタッフとして医師や看護師らと同様の感染対策を行うことを目の当たりにできたことはよい経験だったのかもしれない。

学生を送り込む側の大学の立場からすると、学生に関する様々な情報を与えてそれに一致させるように実習が実施されることはもちろん望ましい。とはいえ、実習生の受け入れだけでも現場に負担をかけているのに、そこに加えてさらに「この学生たちに合ったプログラムを組んでください」という依頼をすることは心苦しく感じてしまう。実際に、受け入れ施設によっては実習生の扱いがまったく異なるところもあり、養成の必要性に関する温度差を感じることもある。したがって、すべての施設にそのようなお願いをするというよりも、より深く連携をとれる施設に対してはそうした準備をしておくことが送り込む側に必要な対応と考えられる。

7. A病院特有の問題からみた「心理実習」の難しさ

最後に、2回の実習を実際に実施してみて、A病院における実習であったことが、実習生に対して臨地実習をするにあたって高度に留意すべきことがあることに気づかされた。すなわち、本実習は、主として総合周産期母子医療センターにおいて実施されたことと、実習生全員が妊娠・出産の可能性のある女性であったこと、さらに実習指導者が妊娠・出産を経験した女性であったことの3つがはからずも重なったことで、その留意は生じたといえる。

総合周産期センターにおいて行われる治療や心理ケアは、その対象がどちらかと言えば発症確率が高くはない病気や症状であることが多い。これは、たとえば多胎妊娠や、早産、出産後に重篤な病気が発覚したケースなど様々ではあるが、そういった一般の産科クリニックにおいて扱いが困難な症例を引き受ける病院であったことが要因として大きい。

したがって、A病院における「心理実習」は、同じ医療保健領域でも精神科領域とは異なり、周産期の領域はよりダイレクトに命に関わるリアルな現場であり、生も死も隣り合わせと言える。当然、実習中にはそのようなシビアな事例も提供することになった。

このことは公認心理師として同種の現場に配属された際に重要な知識や経験となることは論をまたない。しかし一方で、実習生が妊娠・出産の可能性のある女性であることを考えると、A病院での学びは今後経験する可能性が考えられるある種の“未来像”として強烈な記憶となる恐れがある。このことは、ともすれば妊娠出産について幸せなイメージをもつことが多い—そしてそれはそれで問題がない—青年期の学生に、どの程度それらについての知識を提供するか、その時期を自身も経験し、その後に妊娠・出産を経験し、そして周産期に関わるシビアな現実に日々直面していた実習指導者にとっては、「心理実習」を受け入れて初めて気づく葛藤であった。

実習として伝えるべき現場の事実であったとしても、それが女性の実習生への伝え方や伝える内容、その深さをどうするかは、とてもデリケートな問題であった。伝えるべき事実は伝えつつ、妊娠出産について過度な不安や負のイメージを与えないようにするなど、将来への影響についてもどこまで配慮すべきか難しい問題である。実習生の背景や特性によっても受け止め方は変わってくるものであり、十分な配慮ができるわけではないこともまた困難さの一つと言える。

本件においては、1回目の実習受け入れ後の、実習指導教員、実習指導者においてこの困難さについて意見を交わす機会をもち、問題の解決には至らないまでも状況を共有できたことは、2回目の実習に向けて大きな収穫となった。「心理実習」は、実習生のみならず、そこに関わった専門家たちにおいても学びを得られる機会を与えられたことになる。

8. 全体的考察

このような困難さは、あらゆる実習施設における臨地実習においても、それぞれ形を変えて起こり得る。たとえば、介護老人保健施設における実習であれば老いた自分を想像することにもなるし、病院精神科における実習であればたとえば身内に心の病を抱えた人がいるかどうかなども影響すると考えられる。それぞれの実習施設の特性、個々の実習生のパーソナリティ、そして実習指導者の属性等々によっても変わってくることから、「心理実習」においては、それらの特性を可能な限り共有した上で、大学における事後学習においてそれらのフォローアップを行うことが重要になってくるだろう。その点でも、受け入れ施設の実習指導者が実習生からどのような気づきを得たかを大学と共有し、その解決を目指して協働する体制が求められると言える。

またこのことは、まずは実習生を受け入れる実習指導者側の気づきを共有することが端緒となることを繰り返し述べておきたい。本件において一定の成果を収められたことは、実習指導教員と実習指導者が互いに意見を交わせる関係にあったことが基盤となる。本学においても、他の施設等とどこまでの意見交換ができるかと問われれば、容易ではないと答えざるを得ない。とはいえ、一定の関係性がある実習指導者を有する施設のみで実習ができるわけではなく、実態としては代表番号に電話をかけるところから始まる関係もある。さらに、互いにそれぞれの主務がある中で、「心理実習」に十分な時間を割けるわけでもない。しかし、公認心理師養成という責務を負っている以上、そのような困難さがあってもなお、協働を模索する試行錯誤を続けねばならない。

1つの可能性としては、一般社団法人日本公認心理師養成機関連盟のような組織において知見を共有し合うことも重要だと考える。本連盟には「実習演習検討委員会」も設置されている

ため、その動向も注視したい。

引用文献

- 堀匡・田中秀紀・願興寺礼子・森田美弥子（2024）. 学部公認心理師科目「心理実習」受講生の学びと成長のプロセスに関する研究, 公認心理師：実践と研究, 3巻1号, p.10-17.
- 石田有紀・園田直子（2023）. 心理実習における多職種連携の学びの変容過程, 久留米大学心理学研究, 22, p.1-7.
- 文部科学省・厚生労働省（2017）. 公認心理師法第7条第1号及び第2号に規定する公認心理師となるために必要な科目の確認について. <https://www.mhlw.go.jp/content/000712061.pdf>（2024年10月28日閲覧）
- 日本公認心理師養成機関連盟実習演習検討委員会編（2023）. 公認心理師養成を担当する教員・指導者のための実習演習ガイド4の3「心理実習・心理実践実習」のガイド（教員・指導者用）養成機関の附属心理相談施設における実習編
- 大内麻衣子・大橋智樹（2024）. 実習指導者の立場からみた公認心理師科目「心理実習」. 東北心理学会第77回大会（宮城学院女子大学）
- 上田琢哉・田中里実・横山舜（2022）. 公認心理師養成カリキュラムにおける心理実習運用の現状と課題, 教育人間科学部紀要, 13, p.117-137.

Collaboration between Universities and Medical Institutions in the Practical Training in Psychology for Certified Public Psychologists: Insights and Challenges from a Case Study of Practical Training in Psychology

OHASHI Tomoki

SASAKI Maiko

The training of Certified Public Psychologists has begun at both undergraduate and graduate levels, requiring the enhancement of practical training in psychology. Although universities permit observational practicums without requiring intervention-type involvement, many universities face significant challenges in implementing these programs. While several studies have documented these efforts, most focus on the experiences of university practicum supervisors who send students for training. There is a noticeable lack of research from the perspective of supervisors at receiving institutions. This paper presents a case study of practical training in psychology and examines insights and challenges from both the sending university and the receiving institution. The findings reaffirm the importance of collaboration between universities and practicum institutions, while also highlighting the complexities and difficulties involved in realizing such cooperation.

Keywords: Certified Public Psychologists training, universities, practical training in psychology, receiving institutions